

## 摂関・院政期における受領成功と貴族社会

佐古愛己

はじめに

受領功万石万足進上事。

十余歳人成受領事。

卅余国定任事。

始自「我身」至「子三・四人」同時成「受領」事。<sup>①</sup>

大治四（一二二九）年七月十五日、七十七歳の生涯を閉じた白河法皇の葬送が行われた。右の記事は、老練な政治家藤原宗忠がその日、日記の裏に書き記した白河院政批評の一部である。彼のような上流貴族にとって、貴族社会の伝統的な秩序・観念、職掌における慣習を破壊した白河院の政策は、非難の対象だったのである。その第一に挙げられている受領の成功は、宗忠の酷評にとどまらず、研究者の間でも売位売官の典型として律令官人制および財政史上に位置づけられ、長らく摂関・院政期の政治・社会の類廃性を象徴する現象として否定的に評価されてきた。<sup>②</sup>

しかし、史料を博搜して国家財政上の成功の意義を評価した竹内理三氏の研究<sup>③</sup>が発表されて以来、成功制に関する検討が少しずつ進められるようになり、近年では、上島享氏の研究によって以下の点が明らかにされている。<sup>④</sup> 即ち、律令的収取制度が破綻した十世紀後半、国家財政が再編され、諸国に経費を割り当てる「国宛」<sup>⑤</sup>を主要な用途調達方法とする新しい財政構造が成立した。そして、成功は宮城等の造営事業において、

補助的な経費調達手段として出現したとされる。その後、十一世紀末における受領統制の弛緩や十二世紀中期の荘園公領制の確立などにより国力の低下が進行すると、「国宛」による財源確保が困難となり、成功が多用され、結果、成功制が中世国家財政の一翼を担う経費調達制度へと発展したと指摘されている。

上島氏の研究の主要目的は、中世国家財政構造の全体像を解明する点にあり、成功制研究はその一環として位置づけられる。いきおい成功制の成立と展開は、国家財源に占める成功の比重の変化を軸に議論され、財政史上の問題として検討が進められている。

勿論成功制は、一義的には財政制度だと理解するが、経済的奉仕に対する勸賞として叙位・任官を伴う点を考慮するならば、人事制度としての側面にも注意が払われる必要がある。加えて、受領成功は、以下に述べるような問題点から受領功過定との関連が明らかにされるべきと考える。しかし、かかる視点からする研究は十分に行われていないのが実状である。

受領成功が出現した十世紀後半、受領は国家の徴税機能を一手に請け負う地位に位置づけられ、公文勸会と受領功過定によって厳しく監察された。政府が彼らを統制する第一の目的は、中央済物の確保と国衙官物の掌握による国家財政の維持にあるが、功過定に賞罰規定を一体化させることによって、彼らへの統制が有効に機能する実態を重視すべきであ

ろう。即ち、時の政府は同定の審議で「無過」の判定を受けた旧吏にのみ受領の再任と治國功による加階を許可していた。このような人事面での統制が、結果として済物の進済を促し、財政上の監査機能を有効にするに期待されたのである。ところが、成功は同定の審議とは別の原理で受領の任官（補任・延任・重任・遷任）・叙位（加階）を行う制度なので、受領成功を採用することは、功過定による統制という政府の基本方針に相對する行為に繋がることを認識する。このような両者の關係を踏まえると、受領成功が採用された理由と背景は財源確保の問題のみに収斂されるべきではなく、より広い観点から再検討を加える必要があると思われる。

また、冒頭の史料に表記されているような所謂「受領層」は、成功の多用など院の恣意的な人事によって生み出されたと考えられているが、彼らが数十年に亘って不断に受領の地位を相続して、公卿にまで至るようになった具体的な昇進方法については、十分に説明されたとは言いがたい。院政期を特徴付ける社会集団である受領層が出現した背景を明らかにするためには、院政期の人事に関する制度的な検討も必要になる。それと同時に、治天の君が受領人事を如何にして支配し、それによって何を果たそうとしたのかという問題を念頭に置きつつ、受領成功の政治的・社会的な意義を積極的に追究する必要があるだろう。

以上のような研究の現状と問題関心に鑑み、本稿では人事・昇進制度としての側面に焦点をあてて、受領成功の制度的実態やその変遷を明確にするとともに、当該政府の受領政策との關係に注目して国政における受領成功の歴史的な意義を考察したい。具体的には、以下の順に検討を進める。

第一章では、十世紀後半の受領統制、特に功過定と受領成功との關係に注目して、兼家・道長執政期の事例に検討を加え、成功が採用されるに至った背景を解明したい。

第二章では、先学が院政期の受領成功の特徴として指摘している「賦課成功」なる概念と、「複數勳賞」の実態について再検討を加え、当該期における成功制の特質を再考する。

第三章では、天皇家（院・女院・天皇など）・摂関家・その他の造営事業における受領成功を比較検討して、院政期の大規模造営が如何にして遂行されたのか、その背景を考える。そして最後に、受領成功の変遷と財政構造・人事制度との関わりに注目して、摂関・院政期における受領の職掌・立場の相違点や、当該期の貴族社会における受領成功の意義について言及したい。

## 第一章 受領成功採用の背景

### 第一節 受領監察制度と受領成功

はじめに、先行研究<sup>⑧</sup>に基づいて、摂関期における政府の受領に対する諸政策を概観しておきたい。

九世紀末、国務に関する権限が受領に集中し、国内の収取物を受領が一元的に管理する体制が成立すると、国家財政上における受領の存在意義が高まり、朝廷は新しい考課制度を導入して彼らへの統制を強めた。その中核となったのが、延喜十五（九一五）年に成立した受領功過定である。

調庸の未進・正税の未納など律令国家財政構造が変質・崩壊した十世紀後半には、新しい財政構造への転換が図られ、恒例的な行事費用の調達には正藏率分制・永宣旨料物制・年料制・料国制・齋院禊祭料が、臨時的な経費調達には臨時召物制・国宛による造営などが創始された。各用途が個別に賦課され、受領から個々に納入されるという特色を持つ新

しい国家財政の運用形態は、受領の家産機構たる京庫を拠点に、受領が京庫米を運用して、随時的に不定額の済物を納入するという方法を通じて成り立っていたとされる。

このような財政構造の変化に伴い、十世紀後半には、功過定の審議項目も調庸惣返抄・雑米惣返抄・正税帳・勘解由勘文・封相抄に、新委不動穀・率分・齋院禊祭料が新たに加わり、受領功過定が整備されたといわれている。受領は同定で「無過」の判定を得て通過すると治国功により加階の勸賞に預かり、旧吏として受領再任の権利を得たが、「過」の場合には、原則として加階も再任もされない。中央政府は受領の叙位任官に関する賞罰規定を設けることによって、統制機能を高めようとしたのである。

ところで、摂関期における受領功過定は受領統制に有効だったとする積極的な評価と、人事面では大きな効力を認めるが、財政上の実効性を疑問視する見解がある。⑨ 評価が分岐する主な要因は、国宛などの新しい主要財源項目が定の審議対象になっているか否かという事実認識の相違にある。ここでは功過定の評価について立ち入った検討は行わないが、同定を継続実施するという行為を通じて、政府が期待する受領像や、用途調進に関する受領への要求内容を看取できると考える。さらに、国宛の勸賞規定からも同様の点を把握したい。

そこで注目したいのが、寛弘二(一〇〇五)年十二月二十一日の造宮定である。この時、国宛に応じた国司に対する勸賞の有無が審議され、「至<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>用<sub>一</sub>料物<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>国司<sub>上</sub>可<sub>レ</sub>給<sub>一</sub>賞。立<sub>二</sub>用<sub>一</sub>作料<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>国司<sub>上</sub>可<sub>レ</sub>無<sub>一</sub>勸<sub>一</sub>賞」と規定された。つまり、「料物」即ち国衙にあるべき正税・不動穀等を用いなくて造営した受領に限り、「公損」をもたらされない点が評価され、勸賞(加階)の対象とされたのである。

このように、受領功過定の実施と国宛の勸賞規定から窺える政府の受

領に対する要求事項は、国衙官物の減少を極力抑えた上で、諸国からより多くの納官物(済物)を引き出して中央の公事用途を滞りなく調達する点にあり、それを実現させるために昇進規定を設けて受領を統制下に置こうとする理念が浮かび上がる。以上のような政府と受領の関係を確認した上で、受領統制政策と受領成功との関係について検討したい。

受領成功とは、受領が「私物」で内裏や寺社等の大規模造営を請け負う「功」によって任官・叙位の機会を得ることを示す用語である。受領成功における「私物」とは、突き詰めると国内での収取物に他ならない。従って、受領に対して成功を許可することは、受領が「私物」＝私富を増やそうとして、収奪を強化するか、済物・官物に充てられるべき収取物を抑留しようとする行為を助長する結果を招くであろうと予測される。この点において、成功の推進は受領功過定をはじめとする政府の受領統制策と相対する行為になりかねない。⑩ その上、監察体制を支える賞罰規定にも大きな影響を与えたであろうと察せられる。それは、備前守大江清通が任終年の寛弘二年末に行った成功から看取される。彼は充殿・襲芳舎造営の功により讃岐守に遷任したが、備前の功過が審議されたのは、長和二(一〇一三)年になってからだった。⑪ この事例は、成功の場合には功過定が実施される以前に重任や遷任が果たされるという実状を明示する。事後に実施される功過定の人事統制機能は、著しく低下したと言わざるを得ないのである。

以上の通り、受領成功が功過定の機能を低下させ、受領監察制度の形骸化をもたらしているのは明白である。かかる点を考慮するならば、功過定による受領統制が強化されたとされる十世紀後半に、その方針と相反する受領成功が何故に採用されたのか、その背景を解明しなければならぬだろう。

従来の研究は、成功が導入された理由を、国宛による経費不足分の補

助に求め、概して財政史的な観点からの検討に終始しているが、如上のように受領成功の場合は、人事問題を含む受領統制政策との関連など、多面的な分析が不可欠であると考ええる。そこでまず、当初の事例を取り上げて、受領成功が採用されるまでの経緯を具体的に検討しよう。

## 第二節 受領成功採用の背景

受領成功の史料上の明確な初見は、永祚元（九八九）年春除目の記事から確認される。この時、崇親院および賀茂上・下社神館を造進した功により、丹波守に任ぜられた藤原貞順の事例に検討を加え、成功が実施された背景を明らかにしたい。

貞順の父祖は受領の経歴を有し、父有国は冷泉院判官代として、同院分で石見守に補任されたのを始め、数力国の受領を歴任した。また、一条天皇の東宮亮・蔵人を務め、摂政藤原兼家家司・東三条院院司としても活躍した人物として知られる。<sup>15</sup> 貞順が修造した崇親院は貞観元（八五九）年、右大臣藤原良相が自邸内に創設した身寄りのない藤氏子弟を養育する施設であり、<sup>16</sup> 当時は摂政氏長者兼家の管理下にあった。従って、同院の修造は、兼家が家司有国の子貞順に命じて実行された可能性が高いと考えられる。

それでは、賀茂上・下社神殿の造営は如何だろうか。これより約一年前、永延元（九八七）年十二月十五日、兼家の外孫一条天皇が母后藤原詮子と同輿して賀茂行幸を行っている。これは石清水・賀茂両社行幸が代始め行幸として恒例化する契機となった記念すべき儀式だった。<sup>17</sup> それ故、神殿造営はこの行幸との関連を検討する必要があるのではないかと推察する。

ここで、平安時代における神社造営・修造方法について確認しておき

たい。山本信吉氏の研究<sup>18</sup>によると、律令制下において神社修造は「在所長官、専<sup>19</sup>「当其事」<sup>20</sup>するとあり、国守の責任下において、その経費は有封の神社に關しては神税を、無封の場合は正税を宛てていた。弘仁二（八一）年、前者の修造に封戸の百姓を宛て、後者の修理は禰宜・祝が担当するように定められた。その後も政府は、神社の巡検・修造を不與解由状の審査基準の一つに定めて国司の責任を追及したり、修造に怠慢が認められれば、禰宜・祝を解却・決罰する方針を打ち出したりして神社修造を奨励したが、その実施状況は芳しくなく、延長四（九二六）年には太政官符を発給し、造社使の派遣を決定するなど国家も修造に關する方針を表明している。

それでも依然として神社の頽壞が進行したらしい様子が長保元（九九九）年七月の太政官符「雜事十一箇条」から窺える。第二条「<sup>21</sup>「應<sup>22</sup>重禁<sup>23</sup>制神社破損一事」には、「国宰不<sup>24</sup>守<sup>25</sup>憲章、社司無<sup>26</sup>有<sup>27</sup>勤節<sup>28</sup>」<sup>29</sup>といい、「<sup>30</sup>「国司屢以巡検、令<sup>31</sup>勤<sup>32</sup>修理<sup>33</sup>」<sup>34</sup>め、「猶有<sup>35</sup>怠慢之輩<sup>36</sup>」<sup>37</sup>加<sup>38</sup>其料責<sup>39</sup>」<sup>40</sup>える<sup>41</sup>とある。

そして一条朝において、政府は朝廷と関係が深く、財力や人材があると判断される特定の有力神社に關しては、原則として社司の負担で神社修理を行うよう要請し、<sup>42</sup> 該事案に対する国家や国司の負担を軽減する意向を表明している。このように賀茂社神殿が造営された時期は、神社修造の画期だったという点に留意したい。

次に、修造に關わる人材や財力が如何にして形成されたのかという点に触れよう。山本氏によると、社司とは「神社の神事奉仕者を代表する運営機構」や「神社修造の神社側の責任者」などを示す称として、一条朝前後から史料上に出現するといふ。さらに、社司が神社に設置された<sup>43</sup> 彼らの昇進が行われる契機は、神社行幸における勳賞が最も多いといふ事実を踏まえると、同朝における神社行幸の恒例化は、政府による

神社経営の自立化促進政策と不可分な関係にあったと了解する。さらに行幸時に散見する神領寄進もかかる方針と密接に関連していた。

寛仁元（一〇一七）年十一月の後一条天皇代始の賀茂行幸において、母后藤原彰子の発願で山城国愛宕郡八郷が、同上・下社神領として寄進された際、大庭道長は「両社被割寄郡、以件地利可充修理料。至令不可有官修理」と発言している。また、同年三月の石清水行幸では封戸が、治安元（一〇二一）年十月の春日行幸においては大和国添上郡が寄進されたが、いずれの場合も神領や封戸から上がる地利・応輸物を「恒例祭祀、神殿雑舎並上下枝属神社神館、神宮寺等」の修理料および臨時巨細の料など委細の経費に充てるよう道長は命じている。

これら一連の行為から、兼家・道長は朝廷の神祇祭祀と関わりの深い有力な神社への行幸を創始し、社司や神領などの人的・経済的基盤を保証して経営の自立化を促していた実状が明らかになる。また、神領等から上がる地利を修理料に充てることにより、国・諸国からの支出を削減するというのが、道長の基本方針だと理解される。

以上の点を踏まえると、兼家が行った神殿造進は、神社経営の自立化に向けた支援策の一環として位置づけられるのではないだろうか。神領寄進が本格的に開始されるのは道長執政期であるが、神社経営に関する方針は既に兼家の時に構想されていたと推察する。そうだとすれば、造営経費を済物や官物から調達すると国家・諸国からの支出となり、政策上矛盾を来すため不可能であろう。そこで、受領の「私物」から経費を調達するという成功形態が最も道理に適用用途調達方法として積極的に採用されたのではないかと考えるのである。

さらに、この造営には外孫一条が即位し、代始行幸を無事に終えたことに対する兼家の賀茂社への礼奠としての意味も込められていたと推察される。それ故に、信頼のおける家司受領の一家に造営を請け負わせ、

なおかつ褒賞として任官させるという成功が実現したのだと理解できないだろうか。

如上の検討から、貞順の二つの造営（崇親院と賀茂上・下社神殿）は兼家の意向に添って実行された点が明らかになった。そして、国家や諸国に大きく依存してきた有力神社等の修造方法を改め、さらには経営の自立化を自論む兼家・道長の政策に基づいて、成功による修造が積極的に導入された可能性が高いと了解する。かかる評価は、摂関期の成功が受領自身の申請に基づいて実施され、国家の財源不足を補う補助財源として採用されたとする先行研究の見解に見直しを迫るものだと思う。しかしながら、当該期国家財政上に占める成功の割合は小さく、実態としては補助的な財源に位置づけられていたという事実にも注目する必要がある。その要因を次節で言及したい。

### 第三節 道長執政期の受領成功

兼家・道長父子によって積極的に導入された成功は、当該政府の受領統制政策とは相反する性質も兼ね備えていた。本節では、道長執政期における成功採用の決定過程に検討を加え、政府が受領成功をどのように位置づけていたかを考察する。

寛弘二年十一月十五日に焼亡した内裏再建を事例に取り上げてみよう。翌月二十一日に開催された造宮定では、行事官の補任と造宮用途の調達方法が議論された。まず諸国へ造営費を割り当てる国宛の採用が決まり、次いで播磨守藤原陳政が、「以私物作常寧殿・宣耀西殿」<sup>②</sup>り、「賜重任宣旨」<sup>③</sup>らんと申請してきた事案に関する審議が行われた。議定に参加している公卿の間で、成功採用の可否を巡って意見が分かれたが、最終的には議場の定文を奏聞した上卿道長が、殿舎造営可能な国

が不足しているという見解を述べ、一条天皇から重任申請の許可を得た事実が知られている。

この定は、公卿議定の実態や造営の用途調達方法を分析する上で、度々取り上げられてきたが、先行研究では十分に注意が払われていない『御堂関白記』と『小右記』との審議内容の記述における微妙な相違点に着目して、道長の成功採用に対する意志と諸卿の認識との差異を明確にしたい。

着陣座、召文書等宛定。左大弁執筆。此間從御前播磨守陳政申文給。文云、以私物作常寧殿・宣耀殿、賜重任宣旨。諸卿式(或カ)申云、未功了。非可有賞。又申云、有公益可被免者。余申云、人々所申可然。未功了、領預カ賞事雖不、有被免例。依公益可被免。可然所、被加如何。以此由奏聞。被仰云、可被充國難堪云々。可然所定充免給者、仍加宿所屋。定了奏聞。亥刻退出。(内は筆者注(以下同じ)。

道長の記述によると、諸卿の見解が分かれたのは、陳政の成功申請に対して重任宣旨を下すべき時期が問題になったとする。つまり、陳政の造営が完了した後に宣下すべきか、「未功了」る前に宣下すべきかで見解が分かれているのであって、陳政の成功による造営と重任の許可自体は自明の前提として審議が進められているかに見える。

ところが、『小右記』の記述はこれと多少異なる。

左大臣、右大臣、大納言道綱、中納言齊信・公任・時光・俊賢・隆家 早出・忠輔、参議懷平・行成・経房参入。今日御物忌。左府依召参上御前、少選復座。於御前定書造宮行事人。即執副笏復陣。中納言俊賢、参議行成、左中弁道方、右少弁広業、史為親・季隆、第三史也。左府伝勅語云、造宮重置諸国亡弊。随又官物無其美。又国司勸賞若可有平否。造畢期等宜定申者。諸

卿申云、至不立用物料之国司可給賞。立用物料之国司者可無勸賞。若有如此可無公損歟。先問造宮日於陰陽寮(中略)又造殿舎・内廊之国々定宛之間、下給播万守陳政申文。以私物造常寧・宣耀殿被重任者。諸卿定申云、左大臣申云、加今堂宇殿被許宜歟。近江国造美福門、丹波国造豊楽院、紀伊国造日前・国懸。仍不可造殿。可付小所。就中紀伊国者、惣不可勤他事也。仍配宛国々多以不足。至坂東已亡弊国、不可敢宛者。左(右カ)大臣、中納言時光・俊賢・忠輔、参議懷平・経房、(脱アルカ)公任、参議行成云、始仕作事之国申請如此之事、未始其事之前、申請之間不可然歟。定宛造宮国々。又造殿等日時勸文并陳政申請定文等奏文。又造畢期。明年三月十日・明年十一月以前、明後年遷宮之方依当御忌。《絶命鬼史方》。陰陽寮所申也。大略遷宮期明年十二月廿六日。子細追勘申者。申請若要須殿々配宛諸国、有不足者、陳政朝臣申請依請者。左府被奏無可然之由。仍裁許。但被加藏人宿所屋。常寧殿付国。宣耀殿・藏人屋陳政以私物可造。常寧殿不可宛用官物云々。奏定大工・少工。依深更不奏下給。及深夜諸卿退出。播磨重任宣旨下畢。

内は割り注(以下同じ)。

波線部によると、道長は「内裏の他にも造営が重なり、諸国が疲弊しているから、これ以上国宛に堪えられる国はない」と述べ、成功の採用を当然のこととして、陳政に負担(造営殿舎)を追加して申請許可を与えようと考えているのが分かる。一方、点線部によると、公任・行成ら諸卿は、作事を開始する以前にこのような申請を行う行為自体が不適切であり、まず諸国に国宛してみ、不足が生じたならばその時に陳政の申請を認めるべきとする見解を表明しており、成功の採用自体に慎重だ

った様子が窺える。

結果的には、道長が「無<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然之國<sub>一</sub>由」を奏したために、蔵人屋の造営を追加して陳政の成功で宣耀殿を造営させるように決定した。如上の記述から、道長は当初から陳政の申請許可を前提として定に臨み、内覧・一上の権限を行使し、諸卿の反対意見を無視して自らの意向のみを天皇に奏聞し、希望通りの裁可を得ていた事実が明らかになった。従って、「国々多以不足。至<sub>二</sub>坂東<sub>一</sub>已<sub>レ</sub>亡弊國」や、「造宮重豊諸國亡弊。随又官物無<sub>二</sub>其美<sub>一</sub>」という道長の言い分が正しく現実を反映しているかは慎重に吟味する必要があるだろう。即ち、この史料を根拠に、「坂東諸国のみならず一般に国力低下が進んで」おり、国宛だけでは財源不足となり、成功が採用されるに至ったとする指摘は再検討されるべきではないかと考える。成功は、国宛だけでは吸い上げられない大國・熟國の富を受領の「私物」という名目で中央に集めて造営・公事に利用する手段であり、同時に裕福な國を受領をさらに人事面で優遇して差別化をはかるシステムだったと評価できよう。

東宮（居貞）亮藤原陳政は道長にとって母（時姫）方の従兄弟にあたる。<sup>②</sup>貞順と同様、受領統制という従来の政策に反する方法で、撰関家に近い人物の受領補任・再任を目的として成功が機能している実状が明白である。

筆者は前稿において、諸大夫層に属する受領の加階に、道長ら政権首脳部が年爵や勲賞などを適用している事実に対して、諸卿が極めて批判的であった実状を指摘し、該期貴族社会において、受領の位階昇進には治國加階（機械的・官僚制的な昇進方式）を遵守すべきという認識が強く存していた実態を指摘した。<sup>③</sup>

今回の分析から、受領の任官や功過定による監査、さらには国家財政のあり方に関しても、政府内で見解の相違が存在している実態が明瞭に

なった。即ち、諸卿の多くは受領統制政策のもと、功過定による審査を厳密に適用して、<sup>④</sup>治國功による加階と、旧吏の再任のみを認める守旧的な立場を貫いたが、道長らは年爵・勲賞による叙位と成功による任官を導入し、併せて諸大夫層の家司化を促し、家司受領の昇進を優遇する手段としても成功を利用しようとする姿勢を強めたのである。また、財政政策においては、従来の受領監察制度を維持し、国宛を中核とする財政に固執する一般公卿の見解と、神社行政の変更に顕著なように、独自の財源と人材を有する組織については、基盤整備のための支援を行いつつ自立化を促進して、国家や諸国からの支出への依存を抑制する方針を定め、一方、大國に対しては、旧来の所課項目に拘わらず、より多くの富を中央に吸収しようとする国家財政の構造改革を企図する政権首脳部の見解との対立がみられたのだと総括できよう。

このような両者の対立の構図が、十世紀末から十一世紀前半の貴族社会に存し、かかる現実が当該期における成功の実施を抑制していたのだと考える。

また、道長は自身の御所や御願寺の造営に受領の私富を多に利用した事実が知られるが、受領に対して官位の勲賞が実施された事実は確認されない。つまり、受領たちが造営を負担したのは成功としてではなく、道長に対する受領からの供出や贈与（「訪<sub>レ</sub>」的な行為）<sup>⑤</sup>あるいは賄賂として位置づけられるものだとして推察される。即ち、受領の私富の多くは、道長らの権威と権力によって汲み上げられるのが実状であり、撰関期の受領成功は、内裏・神社・氏の施設などの修造に限定的に採用されていたに過ぎないのである。

このように、当該期の受領成功は政権首脳部と現状維持を図ろうとする諸卿等との関係の中で、流動的・限定的に利用されるにとどまり、国家財政・人事システム上の確固たる制度として成立したとは言えず、こ

の点に撰関期と院政期との明確な相違があつたと理解する。

## 第二章 院政期における受領成功の特質

### 第一節 「賦課成功」の再検討

後三条天皇が打ち出した諸政策の一つに「重任功禁止」が掲げられており、興福寺南円堂の造営に重任功を用いようとした関白大二条殿（教通）と天皇が対立したという説話が『続古事談』に伝わっている。実際、延久年間の円宗寺や内裏造営において、成功が採用された徴証はなく、国宛された事実が知られる。また、造営用途を諸国の荘園・公領を問わず臨時に徴収する一国平均役を認可する言旨が大量に公布された。

このように親政期には、道長以来の路線が否定され、造内裏費調達において一国平均役を根付かせることによって、国宛のスムーズな遂行と収取体制の強化を図つたのだと推察する。しかし、白河天皇の時代になると再び受領成功が用いられるようになる。

小山田義夫・上島両氏は、仏教興隆政策の一環として実施される御願寺建立などの大規模造営を遂行するために、院政期には新しい成功形態が出現したと指摘されている。その特色は、天皇や院が一方的に造営を命じる「賦課成功」と、多大な負担が一方的に強いられた受領への優遇策として重任・遷任、さらに加階を含む「複数勸賞」が実施される点にあると述べられている。

当該期の記録には、確かに院命により、あるいは「奉院宣」<sup>33</sup> として成功を行う受領の姿が散見し、院の主導で大規模造営が完遂していた実態が明瞭に浮かび上がる。しかしながら、寺内浩氏が指摘されるように、「賦課成功」と受領自らの申請による成功との判別は、同一事例であつ

ても記主の表現に左右されるため不明確な場合が多い。また、「賦課成功」か否かを区分する指標とされている「重任言旨」が下される時期の相違に關しても、以下に述べるように上島氏の指摘と反する事例が多く見られるのである。

撰関期以来の通常の成功手続きは、希望者による成功申請、朝廷の許可（成功（重任）言旨の発給、功の実施（造営）覆勘、任官申請（申文の提出）除目で受領に任官または再任（重任・遷任）と進められる点が上島氏の研究で明らかにされている。氏は、受領任官を約する成功（重任）言旨は造営以前に発給され、院政期になつても、成功希望者が自ら成功（重任）を申請する場合には、従来通りの手続きが取られていたが、「賦課成功」の場合は、造営完了後（御願寺では落慶供養当日、新造御所では移徙当日）に下されると指摘される。

御願寺や御所の造営事業が、願主・家主の欲求で実行されるのは当然だが、造営を担う受領の側にも、任官というメリットがある点を考慮すると、双方の合意に基づいて成立しているのが実状ではないかと察せられる。また、前章で指摘した通り、撰関期においても成功による造営に、撰関の意向が強く反映していた事実を踏まえるならば、「賦課成功」と呼ばれる現象が、果たして院政期に固有な特徴と言えるのかという点にも疑問が残る。そこで、院政期における成功事例を分析して、「賦課成功」なる概念を再検討したい。

永久二（一一一四）年十一月二十九日、白河法皇の白河泉殿内に建立された九体阿弥陀堂（蓮華藏院）の落慶供養が行われた。当時の様子を克明に記している『大記』（『諸寺供養記』所収）と『中右記』を参考にし、成功により堂舎造営を請け負った受領を「表一」に列記した。四名中、供養当日に重任言旨が下されたのは平正盛只一人だつた。

先行研究は、「法皇仰備前守正盛令作堂舎」。九体阿弥陀尊像越前



守顕盛奉<sup>レ</sup>作。法印円勢作<sup>レ</sup>之。又泉殿本御所武蔵守経敏<sup>二</sup>重任功<sup>一</sup>修理也<sup>②</sup>。という記述から、正盛は白河法皇の命による「賦課成功」だから供養当日に宣旨が下り、「自ら重任功を申請したと考えられる」高階経敏は通常の重任功の続きを踏んでいたから、供養日以前に既に重任宣旨が下されていたのだと説明する。しかしこの理解では、自ら成功を申請し、造営の内容も軽微な経敏よりも、「賦課成功」により多大な負担を強いられ、阿弥陀堂以下最も多くの堂舎・門等を造進した正盛の方が、重任を保証する宣旨が遅く（供養日）までもらえないという事態になり、論理的に納得し難い。

また、顕盛に関しては、上記の記載だけでは「賦課」か申請かを判断しかねる。このように、重任宣旨が下される時期に相違がみられる原因を、「賦課成功」か否かという点に求めようとすると、認識には無理があるように思われる。別の事情に起因するのではないか検討してみたい。そこでまず、二人の現職の任日を確認しよう。

平正盛が備前守に補任された日は不詳だが、現任の初見は永久元年十月一日、前任丹後守の終見は同年四月末だから、五ヶ月の間と判明する。従って、任日から一年未満で供養日を迎えたことになる。一方、高階経敏の武蔵守任日は天永三（一一二二）年正月二十七日だから、

【表1】

受領名	造 営 堂 舎	成 功
備前守平正盛	阿弥陀堂(十二面二階御堂・釣殿・南北西三面廊)・中門・大門・二面築垣	当日重任宣旨
越前守藤原顕盛	御仏九体	拝任当国功
美濃守源忠孝	二箇所御所御簾・御座・御屏風・御几帳・雑具・所々畳等	重任功
武蔵守高階経敏	東御所舎屋修理(殆如二新造一)・舗設・装束・二面築垣等	重任功

『大記』(『諸寺供養記』所収)・『中右記』永久2(1114)年11月29日条より作成。

就任後満三年が経過しようとしていた。右の内容から、宣旨が下る時期の相違は、造国司の供養(移徙)日までの在職期間(「残りの任期」)に関連しているのではないかと予測が得られる。それでは、供養や移徙当日に重任宣旨が下りた場合とそうでない事例を数例取り上げて検討を進めたい。

#### (1) 当日宣下の例

天仁二(一一〇九)年八月十八日に供養が行われた鳥羽御塔は伊予守藤原基隆の造進になる。当日重任を宣下された基隆の任日は、同元年七月二十八日。供養日までの在職期間は約一年である。

大治三(一一二八)年六月二十七日に白河法皇の移徙が行われた八条大宮御所は、養父藤原顕頼の沙汰で美作守藤原顕広(のち俊成)が進上した御所である。法皇が三条殿へ還幸した同二十九日に顕広に対して重任宣旨が下された。彼の任日は前年正月十九日。移徙日までの在職期間は約半年である。

仁安二(一一六七)年正月十九日に後白河院が移徙した法住寺殿の場合をみてみよう。『仙洞御移徙部類記』所収『長方記』によると、「周防守季盛募<sup>二</sup>重任功<sup>一</sup>造<sup>二</sup>進<sup>一</sup>之<sup>③</sup>した」といふ。『兵範記』には、従三位藤原俊盛が「去年奉<sup>二</sup>院宣<sup>一</sup>、募<sup>二</sup>讚岐・周防両国功<sup>一</sup>り、遷居当日の勸賞では、周防守季盛に重任宣旨が下がり、さらに従五位上への加階が行われたと記されている。これらの記述から、当時知行国だった周防国の国主俊盛が院宣を得て、息子季盛の重任功を募ったのだと理解できる。しかし、この成功が造営者側の申請か、院の命による「賦課成功」なのかを厳密には区別し難い。そこで再び造国司の任日に注目すると、季盛の周防任日は不詳だが、前司源時盛の着任が応保二(一一六二)年正月二十七日、仁安二年七月には前司と呼ばれているから、時盛が四年間の任

期を全うしたとすると、季盛は仁安元年初頃に同国守に補任されたと推定できる。そうだと仮定すると移徙当時は就任一年未満となる。

以上の事例から、当日に重任宣言を下されるのは、現職就任から比較的短い期間に供養や移徙日を迎えた場合であると結論されよう。そして、自ら「募」重任功<sup>⑤</sup>ったのか、院の仰せによって造営したのかということとは無関係だという点が明らかになった。このような原則は、知行国の場合にも当てはまるのである。

## (2) 当日重任宣言が下されない例

長承三(一一三四)年十二月十九日に鳥羽院が移徙した新造御所三条烏丸殿は、丹後守藤原為忠の造進になる。ところが為忠には重任宣言が当日下されず、ただ「造作賞」として正四位下へ加階された。

丹後着任は天承元(一一三一)年十二月二十四日だから、就任から丸三年が経過していた。従って、任終年に近いために宣下が当日下されなかったのではないかと推察する。なお、彼は保延二年に亡くなるまで同職に在任していたと見られるので、移徙当日に宣下されずとも、一期目の秩満までの除目において重任が許可されていたことは確実であろう。

このように、供養・移徙日が造国司の任終年またはそれに近い時は、当日に重任・遷任の宣言が下らず、その後の除目において直接重任が許可されたと考えられるのである。またその場合、供養当日に加階の勸賞を受けている事例が多く散見する点も指摘しておきたい。

上述の通り、院政期成功の特質と見做されている「賦課成功」の概念は、再考されるべきであろう。

## 第二節 「複数勸賞」の実態

「複数勸賞」とは、通常の成功では一度の造営に対して、重任または遷任など一つの賞を授与するところ、重任または遷任と加階など二つ以上の賞が与えられる事例を指す。院政期になって出現したこの現象は、「賦課成功」として一方的な命令で多大な負担を請け負う受領に対する優遇策であると評価されている。また、勸賞の数や内容(任官・叙位)が一定していないという現象は、成功が院政期における院の人事の恣意性を明証する事象だとする評価を助長している嫌いがある。しかし、そのような現象が何に起因して生じているのかは明らかにされていない。そこで、二つの事例に検討を加え、勸賞の基準を明らかにして成功の特質の解明を進めたい。

保延元(一一三五)年三月二十七日に待賢門院が遷居した法金剛院東御所を、重任功を募って新造した藤原憲方が、周防守に就任したのは大治三年十二月二十九日だった。従って、二期目の任終に近い時期に移徙日を迎えたことになる。遷任宣言は当日下されず、任終年末の除目で近江守に遷任した。

ここで注目されるのは、移徙当日に「勸賞追可<sup>⑥</sup>申請之<sup>⑦</sup>」と宣下された事実である。先述の通り、造国司が任終近くで移徙・供養日を迎えた際には、重任(遷任)宣言が発給されず、加叙される事例が多い。従って、ここでわざわざ「勸賞追可<sup>⑥</sup>申請之<sup>⑦</sup>」と断っている「勸賞」とは、加階の賞を指しているのではないかと推測される。事実、同年四月九日の臨時叙位において、彼は正五位下に叙されている。つまり、憲方は一度の成功で遷任と加階の二つを受賞したのである。ならば、供養・移徙日を迎える時期の違いによって、勸賞の数と内容に格差が生じるのだろうか。

康和四(一一〇二)年七月二十一日に供養が営まれた尊勝寺の造営を参照して、検討を進めたい。「表2」の如く五名の受領によって堂舎が進上された。任日が判明している国明と基隆は何れも就任一年以内に供養日を迎え、当日に重任宣言が下されている。ここで注目したいのは、「新御願(尊勝寺)可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>作所課人々事」が定下された時期が、康和二年四月三十日だったという点である。つまり、両者ともに造営の請け負いと引き替えに、現在の地位に先任<sup>⑤</sup>したと見做せよう。国明は備前、基隆は美作からそれぞれ現職に遷任しているから、厳密に言えば先任というよりも、「先遷任」というべきかもしれない。そうであるならば、この事例においても「先遷任」と当日の重任宣言、二つの勸賞を受けた事実が窺知されるのである。

以上の分析から、院政期の成功は一度の成功で二つの賞を受けるのを慣例とするという特徴が究明できた。より具体的に特徴を記すと、在職中の受領が造営を請け負い、任期中に完成して供養・移徙日を任終年近くで迎えた場合は、二つ目の勸賞として当日の加階があり、任終

【表2】

受領名	造営堂舎	任日	当日宣言有無
但馬守高階仲章	金堂・講堂・廻廊・中門・鐘楼・経蔵	康和二年中	有
伊予守藤原国明	薬師堂・観音堂・五大堂	康和四年正月二十三日	有
越後守藤原敦兼	灌頂堂	(本文注⑥参照)	無
若狭守平正盛	曼荼羅堂	(本文注⑥参照)	有
播磨守藤原基隆	東西塔・南大門	康和三年七月七日	有

『中右記』康和4(1102)年7月21日条より作成。任日は、宮崎康充編『国司補任』第四・五(続群書類従完成会、1990・91年)に依拠する(以下同じ)。

年の除目で重任または遷任される(二つ目の勸賞)。一方、非現任受領や任期終了間際の受領が造営を請け負う場合、まず先任もしくは重任・遷任(以下、受領に補任される先任と区別して、便宜的に「先重任・先遷任」と記す)として、造営中の受領身分を保証する。これが一つ目の勸賞である。そして、完成後の供養・移徙当日、二つ目の勸賞として重任(遷任)宣言が下されるのである。

次に、一度の成功で三つ以上の勸賞が実施された事例を取り上げて、「複数勸賞」が実行される背景を明らかにしたい。

久安二(一一四六)年三月十九日、長門守源師行が造進した高松殿に皇后藤原得子と姫宮(叡子内親王)が移徙した。当日、師行が得た勸賞は、正四位上の加階と「遷<sub>二</sub>任要国<sub>一</sub>之宣言」であつたが、実はこれより先に重任も蒙つていた。

権右中弁藤原朝隆が残した記録によると、師行は「本長門重任」を申請し、「修造去年成風之時被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>重任宣言<sub>一</sub>」<sup>⑥</sup>された。師行が長門守に任せられたのは康治元(一一四二)年正月二十三日。「修造去年(久安元)成風」というのだから、通常の御所造営に要する工期を考慮すると、彼が造営を請け負ったのは長門守就任後だったと考えられる。実際、当時の任官事由は「任中」、つまり前任山城守の評価(公文勸濟者)による巡任であり、この造営に係る先任でないのは明白である。それ故通常ならば、任終年に当たる久安元年に新御所への移徙が行われ、当日は加階の勸賞のみ実施された筈である。ところが、移徙が翌年に延期されたため、秩満以前に重任宣言を下し、任期を延長する必要が生じたのである。その結果、希代の三賞受賞が実現したのである。では、一体何故に移徙日が延期されたのだろうか。

この日、当時希少な正四位上という位階が彼に授けられた事実注目したい。高橋昌明・元木泰雄両氏の指摘によると、この位階はごく限ら

れた院の近臣のみに許された特権的な地位であり、四位上臈は当時最上国と位置づけられる播磨・伊予などの大國受領に補任されるのが慣例だった<sup>⑧</sup>。それ故、この加階は最上国への遷任の約束を意味している。これらの点を考慮すると、鳥羽院が意識的に移徙日を延期して、「一身帯三賞一希代」といわれた勳賞を実現させたのだと推察されよう<sup>⑨</sup>。

院政期の成功は、一見すると勳賞に統一性を欠き、「院の恣意的な人事」の象徴のように評される傾向があるが、一つひとつの事例を精査していくと、実はその多くが上述の慣例に沿って執行されている実態が浮かび上がってくる。そして、十二世紀半ばまでには、治天の君たる院ですら、移徙日を延期するという操作を行わなければ異例の受賞が実行できない程に、成功の手續や内容が制度的に確立していた実状を、この事例は物語っていると察せられるのである。

### 第三節 院政期受領成功の特質

白河天皇在位五年目の承暦元（一〇七七）年十二月十八日、治天の君の権威と権力を象徴する壮麗な法勝寺の落慶法要が盛大に営まれた。法勝寺は寺院組織や伽藍配置・法会の性格など様々な観点から新規性が指摘されているが、造営経費の調達方法に関しても国苑を中核とする形態から成功を積極的に採用する方式へ転換が図られた事実が知られる。それでは、如上に指摘した新しい成功もこの造営を起点に創始したのであるか。

主要な堂舎の造営を担当した受領（表3）の中で、当日重任宣旨が下されたのは為家只一人である。法勝寺の木作始は承保二（一〇七五）年七月十一日だから、造営担当者の決定時期はそれ以前と考えられる。為家が播磨守に就任したのは承保三年中（九月以前）だと推察されるの

で、前任美作から「先遷任」した可能性が高い。しかして、「先遷任」と当日の重任宣旨という二つの勳賞がここに確認できるのである。

また、阿弥陀堂を造営した顕綱は延久四（一〇七二）年に丹波守に任ぜられたから、承暦元年は任終年に当たる。それ故供養当日には宣下されず、翌春の除目で藤原顕季との相博により讃岐へ遷任したのである。通例ならば、供養日に加階の勳賞を受ける筈だが、既に正四位下に昇っていた顕綱は、彼の家格を考慮するとそれ以上の昇叙は見込み難く、加階されなかったのだと判断する。

以上の通り、宣旨が下る時期の相違が受領の任日（秩満までの残りの任期）に左右され、一度の勳賞で二つの勳賞を得るといった特徴を持つ新しい成功制が、法勝寺造営時に出現した事実が明確になった。以下、本稿ではこの新しい成功制を「法勝寺型成功」と称することにする。

次に良綱と仲実について検討を加えよう。良綱は「任丹波守功」と記されており、供養日の時点で既に受領に就任している（先任）と窺えるのに対し、仲実は「申受領功」と記されているから未補だとわかる。先行研究<sup>⑩</sup>では両者の相違も、院命による請け負

【表3】

官職	氏名	造営堂舎	勳賞（当日宣旨有無）	現職受領の任日
播磨守	高階為家	金堂・講堂・左右回廊四十間・鐘楼・経蔵・南大門	先任（先遷任）と当日 重任宣旨	承保2年2月～同3年9月の間
丹波守	藤原顕綱	阿弥陀堂	後日の除目で重任	延久4年中
阿波守	藤原良綱	五大堂	任阿波守功	承暦1年（供養日以前）
侍従	藤原仲実	法華堂	申受領功	承暦2年正月

『大記』（『諸寺供養記』所収）承暦元（1077）年12月18日条より作成。

(賦課成功)か自己申請かの違いに起因すると説明しているが、この場合も経歴に注目すべきと考える。

五大堂を造営した良綱は、天喜四(一〇五六)年に陸奥守に着任して以来、応徳二(一〇八四)年までの約三十年の間に数力国の受領を歴任したが、承暦元年以前では治暦四(一〇六九)年の周防見任まで受領在任の所見がない。一方、法華堂を担当した仲実は、翌年正月の除目で初めて受領(丹後)に任ぜられた<sup>7)</sup>。

両者の例に鑑みると、非現任受領のうち過去に受領の経歴を有する人物が成功を行う場合は所謂先任となり、未経験者は供養・移徙日以降の除目で受領に補任される、という相違が認められる点を指摘したい。本稿では、後者を史料上の表現を用いて、「申受領功」と仮称することにする。なお、良綱は治暦四年に淡路守へ遷任し、仲実もその後重任して応徳二年まで丹後に在任しているので、各々二つの受賞が確認できる。

如上の検討を通して明らかになった「法勝寺型成功」の内容は、「表4」のように整理できる。同成功における勲賞の特徴は、造営中の受領身分を保証する点

〔表4〕

	請負時の状況	一つ目の勲賞実施日	内 容	二つ目の勲賞実施日	内 容
A	受領任始・任中 (在任期間中に造営完了)	供養当日	加階 当日昇級できない場合は「追可=申請=由」の宣下あり)	任終年の除目	重任または遷任 (「重任功」「遷任功」)
B	受領任終に近い	秩満以前の除目	「先重任または先遷任」	供養・移徙当日	重任(遷任)宣旨
C	非現任受領(受領経験者)	造営以前の除目	先任(「任=守=功」)	供養・移徙当日	重任(遷任)宣旨
D	非現任受領 (受領未経験者)	造営後の除目	受領補任 (「申=受領=功」)	任終年の除目	重任または遷任

「」内は史料上の表記。

に求められよう。従って、基本型はB(およびC)だと了解する。Aは御願寺造営の平均的工期(二年半程度)を考慮すると、就任後二年未満の受領の場合は、現任中に造営が完了する筈なので、「先重任・先遷任」や先任を行う必要がないから、その代わりの賞として、加階の勲賞が実施されるようになったと推察する。「法勝寺型成功」の出現が、財政構造や人事・受領制度に如何なる影響を及ぼしたのかという問題については最後に言及したい。

一度の成功で受領の地位が通常八年間保証されるという破格の賞が与えられるこの新しい成功制は、受領にとって非常に魅力的な任官の機会であったと推断する。本章で明らかにした受領成功の特質を踏まえると、仏教興隆政策による天皇・院等の度重なる御願寺造営と白河・鳥羽・京内各所を遷居する当該期特有の行動様式に基づく御所の需要など、院政期の大規模造営が次々に完遂された要因は、天皇・院らの一方的な造進命令にあるというよりも、むしろ右のような人事システムによって支配されていた受領側からの自発的な造営申請にあったと考えられるだろう。

### 第三章 撰関・院政期の造営における

#### 受領成功とその意義

##### 第一節 撰関家の造営事業

本節では、撰関家に関連する御所や御願寺などの大規模造営がどのようにして遂行されていたのか、特に受領成功の利用状況に注目しつつ、興福寺造営を例として検討したい。

##### (1) 撰関期における興福寺造営

造営過程について比較的詳細な記録が残っている永承年間（一〇四六～五三）の再建を取り上げよう。永承元年十二月二十四日、興福寺は大規模な火災に見舞われ、北円堂と五重塔を除く全ての堂舎が灰燼に帰した。翌年正月二十二日、「造東大寺」の例に依り、造興福寺長官以下、次官・判官・主典等の行事官除目、木作始・立柱・棟上等の日時定、そして造営の割り当てが行われた。金堂以下殆ど全ての堂舎は諸国に宛てられ、講堂・南円堂は関白氏長者藤原頼通、中門は皇后宮職（禎子内親王）、西金堂は中宮職（章子内親王）、北室は寺家が、それぞれ造営を担当することに決定した（表5）<sup>②</sup>。このように、興福寺再建は官行事所と権門の家政機関が共同してあたり、造営用途は諸国と権門の家産の双方から調達された。

国宛された諸国は、臨時雑役の免除や一国平均賦課を申請して造営に臨み、「焼亡後、僅以一年」という早さで再建が完了し、同三年三月二日に落慶供養が営まれた。その翌日には造営に携わった人々に対して勲賞が実施され、造営に関する事務全般を統括する「惣行事」即ち造興福寺長官以下の官行事と、関白家・皇后宮職・中宮職の家司行事、そして寺僧および舞人・仏師・大工が加階の賞に預かった<sup>③</sup>。受賞者の中に造国司の姿が見えないが、これは寛弘二年（一〇〇五）年に定められた国宛に関する勲賞規定、即ち任国の官物を立用しない場合に限り賞されるといふ条件を満たした受領がいなかったという実態を明示しているよう。こ

【表5】

造営担当	造 営 堂 舎
諸国	中金堂・南大門・回廊・経蔵・鐘楼・西室・東金堂
関白氏長者	講堂・南円堂
皇后宮職	中門
中宮職	西金堂
寺家	北室

『造興福寺記』永承2・3年条より作成。

の事例から、十一世紀半ばにおいても当時の勲賞規定が、依然として厳格に適用されていた実状が浮かび上がる。

## （2）院政期における興福寺造営

院政期になると興福寺の造営用途に受領成功が用いられるようになる。管見によると、承暦元（一〇七七）年、伊賀守藤原親房が「造興福寺塔并回廊等」るにより、「尾張・出雲等国」への遷任を所望して、十月三日の除目直前に、上卿権大納言源俊房のもとに「今度欠国申文」<sup>④</sup>を持参している例が史料上の初見である。彼が行った成功手続きは摂関期以来の通常の成功形態と一致している。なぜなら、「法勝寺型成功」であれば供養日にはじめて重任宣旨が下されるため、翌年正月二十七日に開催された塔供養<sup>⑤</sup>以前の除目で申文を提出することはあり得ないからである。ならば、興福寺造営には、院政期になっても「法勝寺型成功」は採用されなかったのだろうか。

そこで永長元（一〇九六）年九月の火災で堂舎の大半を焼失し、完成までに足かけ七年の歳月を要した康和年間の再建を例にして検討しよう。康和五（一一〇三）年七月二十五日の落慶供養で勲賞に預かった人々は、造興福寺長官以下の行事と造営を担当した長者殿（忠実）家と大殿（師実）家の家司行事、寺僧・舞人・仏師・大工など摂関期とほぼ同様であるが、二名の受領名が挙がっている点に注目したい。

正五位下に叙された藤原孝清には「周防国司、金堂作事賞」、従五位上に昇った高階遠実には「伊賀国司、金堂作事賞」という尻付があり、金堂造営用途調進の対価として加階が行われたのがわかる。しかし、この尻付からだけでは国宛か成功かは判断しきれない。ところがその後、「受領任符」の請印<sup>⑥</sup>が行われた事実が確認できるので、金堂が成功によって造営され、彼らに重任が許可されたと推察される。この推測を確実

にするため、興福寺再建に臨んで催された造営定に遡って調査してみた。

焼失から一ヶ月後に開催された同定では、「任<sub>レ</sub>永承例<sub>一</sub>」せて国宛の採用が決定した。但し、「阿波・加賀・讃岐・安芸・越中等」、多くの院司受領の国々では所課が免除され、その上年末になると、但馬守藤原隆時や播磨守藤原顯季ら国宛された院司受領の国の中からも辞退表明が相次いだ<sup>⑧</sup>。このような状況を受けて、康和四年十一月、成功を採用するようの方針転換が図られることとなった。

即ち、右大臣邸を訪ねた造興福寺長官藤原宗忠は、「被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>山階寺供養雜事<sub>一</sub>之次、内々可<sub>レ</sub>奏事。山階寺供養付<sub>二</sub>永承・治曆例<sub>一</sub>、所課欲<sub>レ</sub>充<sub>二</sub>諸国<sub>一</sub>之処、多以院殿上人也。頗有<sub>レ</sub>憚。只任<sub>レ</sub>例可<sub>レ</sub>充歟。不然者任<sub>二</sub>近代例<sub>一</sub>、重・延任受領可<sub>二</sub>充給<sub>一</sub>歟。兩条之間可<sub>レ</sub>隨<sub>二</sub>勅定<sub>一</sub>者<sup>⑨</sup>と忠実から「内々」に奏事すべき旨を承っている。忠実の発言は当該期の興福寺造営における国宛と成功との関係を考える上で示唆に富む興味深い内容を含んでいる。ここから判明する事実を一つ一つ検討してみよう。

永承三・治曆三年の興福寺修造は国宛で賄われ、今回も同様の方針だったと類える。しかし再建が遅々として進まない状況を踏まえて、「重・延任受領可<sub>二</sub>充給<sub>一</sub>歟」の勅定を仰ぐ事態になったのである。採用が検討されたのは、重任や延任の勸賞を与えて受領に造営を請け負わせる所謂受領成功である。ここで留意したい点は、受領成功自体は摂関期から行われているのだから、十二世紀初頭の段階で「近代例」と称されるこの成功は、「法勝寺型成功」による造営方法のことを指し示していると考えられる点である。天皇家に遅れること約二十年目にして、摂関家で新しい受領成功による造営が検討された点を確認しておきたい。

国宛による用途調進が困難を来した原因として、院司受領の増加を指摘する忠実の言葉が注目される。永長元年の造営定の時点で、院司が

受領を務める国々の多くは所課が免除された。また、但馬守藤原隆時や播磨守藤原顯季ら国宛された院司受領も、同年末になると一斉に辞退しはじめたのである。周知の通り、十一世紀末から十二世紀始めにかけて、院司受領が急増し、摂関家家司受領は著しく減少したため、摂関家に関わる造営の所課に応じる国が不足し、結果として興福寺の造営方法を変更せざるを得ない状況に至ったのだと推察する。

しかし、家司受領の減少によって国宛という用途調進方法に依拠する造営が実施困難になったとする忠実の見解を踏まえるならば、院司受領が増加した院や天皇に関わる造営の経費調達を国宛で賄うのは容易であるとの推測が得られよう。にも拘わらず、主要な堂舎の造営に受領成功が積極的に導入されたのは何故だろうか。受領成功が採用された理由を「国力の低下」による「国宛の衰退」への対応、つまり財源不足を補う目的があつたためと考えるだけでは、国宛による所課を辞退した隆時や顯季が、成功で院関連の大規模造営に度々応じている状況は理解し難い。白河院の意図を検討する前に、まずは本造営に採用された成功が「法勝寺型成功」であるか確定したい。

成功の採用が決まった康和四年当時、孝清・遠実は各々二期目の任期途中であり、任終近くになって落慶供養日を迎えた。それ故、遷任宣旨は当日下されず、加階の勸賞が与えられ、翌年八月の臨時除目で孝清・遠実を相博した事実が確認できる<sup>⑩</sup>。つまり、加階と相博という二つの勸賞が実施されており、ここに康和の興福寺造営において「法勝寺型成功」が導入された事実が明らかになった。仮に彼らが国宛に依じていたとすれば、これらの賞を受けることはなかったであろう。康和再建の経緯は、負担に応じても見返りの少ない国宛に、受領たちが次第に関心を示さなくなっていく状況を如実に現わしている<sup>⑪</sup>。

さらに関心が寄せられる点は、国宛に応じる受領が不足して興福寺再

建の継続不能に陥った撰闋家が、堀河天皇と白河院に懇望して、「法勝寺型成功」採用の裁可を仰いだ事実である。これは、撰闋家の凋落ぶりを露呈する結果を招いたと推察される。

もはや白河院の意向は明らかであろう。彼は勸賞を梃子として諸国の富を大量に消費する大規模造営の全てを統括し、勸賞に格差を設けることよって造営の優先順位を設け、天皇・院関連の造営を最も優先的に行われるようなシステムを構築したのだと評価したい。

## 第二節 諸国一宮の造営

これまでの検討で、院政期に入り「法勝寺型成功」が天皇家に関連する造営で用いられ、撰闋家関連の事業でも一部導入された事実を確認したが、その他の大規模造営についても同様の変化がみられるのだろうか。平安後期から鎌倉初期の造営関連史料が比較的纏まって残存し研究蓄積の厚い杵築社と、近年新たに検討が進められている気比社の修造例を取り上げて、諸国一宮の造営の実状を検討する。

### (1) 越前国一宮気比社の修造

平安時代における気比社の造営形態に関しては、一宮制を論じた研究で間接的に言及されているものの<sup>⑧</sup>、造営方法に関する具体的な分析は行われていない。しかし近年、『東山御文庫記録』所収「貞治二(一一三四)年九月五日 小槻匡遠注進状」(以下、注進状と記す)を検討した名子宇氏の研究によって、平安・鎌倉期の造営形態が明らかになりつつある<sup>⑨</sup>。気比社を事例として一宮造営における受領成功の位置づけを検討したい。

注進状記載の「回祿并造営例」によると、平安後期から鎌倉中期の間

に 天喜二(一一〇五四)年、保延元(一一三五)年、建久二(一一一九)年、建長八(康元元)二(一一五六)年の四回、焼失もしくは風雨による社殿顛倒の事実が判明し、その都度再建された。

### 天喜の再建経緯

天喜二年五月一日、社殿舎屋が焼亡した事実を社司等が朝廷に報告し、十月十七日の宣旨によって、官使の派遣と国宛による用途調進が決定した。「支配近境国々 美濃・若狭・越前・加賀」するとあり、所課が命じられたのは当事国と近隣諸国だった。十二月二十一日、木作始や立柱・上棟の日時定が催され、同時に越前国に対して殿一宇の造進が命じられた。しかしながら造営は遅々として進まず、同四年七月、朝廷は再び越前国に対して「御殿一宇許」を「相造畢」べき旨を命じ、併せて近隣諸国への国宛を改め、受領成功の採用に方針を転換した。その結果、「加賀守源信房以私物造進彼社神殿雑舎等」するといふ申請があり、「依其功延任式ヶ年」の宣旨が下された。

### 保延の再建経緯

保延元年二月二十一日、大雨により社殿舎屋が顛倒したという国司の言上があり、九月十三日、官使の派遣と本社司・国使に損色注進を命じる宣旨が出された。十一月八日、朝廷は「早可令当国修造件社内神殿・雑舎・鳥居・橋樑等」と命じたが、その翌月二日には「募重任功可修造」き旨を宣下して受領成功の採用を決定している。造営・覆勸が終了したのは同四年八月二十日だった。

二度の再建例から、はじめは国宛による造営が試みられるが、国司が「申対捍」して円滑に進まないために、受領成功の採用に切り替えられる実状が判明する。また、重任宣旨が完成以前に発給されている事実から、撰闋期以来の成功手続きが行われていた点が明らかになった。



(2) 出雲国杵築大社の修造

鎌倉期までの大社顛倒例は、史料上の初見 康平四(一〇六一)年以降、当該期では 天仁元年(一一〇八)年、 保延七(一一四二)年、 承安二(一一七二)、 嘉祿元(一二二五)年の計五回が確認されている。井上寛司氏は康平四年の社殿顛倒に伴う治暦三(一〇六七)年の正殿造営と遷宮の過程を通じて、出雲国の一宮制が成立したことを論証し、神社制度・体制が転換するのに伴い、造営のあり方も大きく様変わりすると指摘された。即ち、神社造営の主体が中央政府から出雲国司や国衙に移行し、社家が協力して修造が実行されるようになり、造営費用は正税から一国平均役に变化したとする事実を明らかにしている。しかし、井上氏の研究目的は二十二社一宮制の成立過程を説明する点にあり、出雲社造営における受領成功の利用に関しては特に言及されていないので、今少し検討を加えてみたい。

保延七年六月七日に顛倒した神殿の修造を担当した国守藤原光隆は「表6」の如く造営を遂行した。修造が完了した久安元(一一四五)年九月末、光隆は覆勸の官使派遣を要請する解状を提出し、その中で「代々之吏、彼社顛倒之時、蒙<sub>レ</sub>重任宣旨、所<sub>レ</sub>造営、<sub>レ</sub>愛<sub>レ</sub>当<sub>レ</sub>任之吏、同蒙<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>之後、嘗<sub>二</sub>土木<sub>一</sub>之処(中略)凋弊之今、偏<sub>レ</sub>励<sub>二</sub>私力<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>日<sub>二</sub>造畢<sub>一</sub>」<sup>⑧</sup>、自らの功績の大なることを強調した。

この解状にみえる「蒙<sub>二</sub>重任宣旨<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>造営<sub>一</sub>」や「蒙<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>之後、嘗<sub>二</sub>土木<sub>一</sub>之処」という表記から、造営以前に重任宣旨が下された事実が浮かび上がる。

また、光隆が康治二(一一四三)年初頭に一国平均役の賦課と「諸司所々切下文并官行事所・藏人所召物」<sup>⑨</sup>の免除を申請し、朝廷がこれを許可している点に留意したい。本来、受領の「私物」から経費を捻出しなければならぬ成功で、済物免除が認められ、任国からの収益を宛てる

行為が正式に朝廷から認められたのである。十二世紀半ばにこのような変化がみられる点については、上島氏が統子内親王の三条殿造営時に済物が免除された例を指摘されている。本稿では、諸国一宮の造営における成功でも同様の変化が認められる事実を確認しておきたい。

以上二社の分析を通して、諸国一宮の修造は当該国と近隣諸国の国宛で用途調達するのを基本としたが、国司の対捍などの理由によって調進が困難となり、受領成功が導入された経緯が明らかになった。そして、一宮造営においては、十二世紀以降も「法勝寺型成功」が採用されることはなく、摂関期以来の形態の成功が利用されていたという事実が判明した。このような特徴が諸国一宮全般に敷衍できるかどうか、今後検討を進める必要があるものの、「法勝寺型成功」が天皇家に関わる造営に限定的に用いられている可能性が高く、勸賞の内容と一面において他と差別化を図って、院・女院や天皇関連の造営が当時最も優先されるべき事業として位置づけられていた実状が看取される。

### 第三節 受領成功の意義

小稿では摂関・院政期における受領成功の成立・変遷過程およびその特質を明らかにした。最後に財政構造や政府の受領政策・人事制度との関わりに注目して、該期貴族社会における受領成功の意義を考察したい。

受領成功は十世紀末の財政構造や受領に適用されていた人事制度を変革しようとする兼家・道長父子によって、積極的に導入された造営経費調達および任官に関わる制度だと認識する。彼らが目指していた改革の内容と、摂関期における受領成功の意義や特徴は以下の二点に纏められるであろう。

[表6]

## 久安年間の大社再建工程

永治元年	1141	6月7日	神殿顛倒
		6月23日	宣旨(実験使派遣について)
		11月3日	実験使到来(15日実験使参詣社頭、19日帰府)
		10月14日	日時勘文が下さる
		11月3日	仮殿始作事
		11月21日	御神体を仮殿に渡す
		12月7日	正殿材木伐採
康治元年	1142	正月27日	木作始
		2月8日	国守光隆解状(材木支配:「神社仏寺権門勢家の荘園を論ぜず、一律に材木の勤めを賦課すること、および官使の派遣を要請」 済物・切下文・召物免除申請。)
		3月19日	宣旨(光隆の申請許可)
		7月26・28日	神願
康治2年	1143	10月17日	官使到来
		10月8日	竪柱
		10月27日	上棟
		4月3日	大社作事
		6月16~21日	上梁・上桁
		7月6日	上棟木
天養元年	1144	8月28日	御遷宮の神宝物が京より下さる
		9月28日	国守光隆解状(覆勘の官使派遣要請)
久安元年	1145	10月4日	覆勘の宣旨(光隆の申請許可)
		閏10月2日	官使下着
		11月23日	遷宮(火事により中止)
		11月25日	遷宮

## 久安再建時の出雲守藤原光隆

保延4年	1138	12月29日	任出雲守「造春日塔」による「先遷任」カ)	公卿補任(永暦元年項)
保延6年	1140	10月29日	従五位上(造春日御塔賞)	同上
永治元年	1141	6月7日	神殿顛倒	
			この間に大社造営の成功で「重任宣旨」あり	
康治元年	1142		この年の除目で重任(「造春日塔」による重任カ)	
久安2年	1146	12月29日	遷但馬守(「造大社」の遷任カ)	本朝世紀

「千家文書」久安元年10月4日官宣旨案(『平安遺文』2562号文書、「北島家文書」(宝治2年12月)杵築大社造営遷宮旧記注進(『鎌倉遺文』7017号文書)より作成。

一、財政構造改革の主要な目的は、ひとつは神社政策に顕著なように、独自財源の保有を保証して経営の自立化を促進することによって、国家や諸国からの支出を抑える点にあったと推察する。そのため、彼らは神社行幸を行い、社司の設置・叙位、神領寄進、社殿の造営などの支援策を実施した。その対策費として非済物・非官物の財源が必要となり、「私物」を名目とする受領の成功という経費調達方法が積極的に採用されたと推察する。

もうひとつは、寺内氏が指摘されているように、受領の「私物」「私富」を効率的に回収して、中央の公事や造営などの経費として取り込み、活用を図る点にあったと理解する。ここで中込律子氏の研究に注目して、受領の収益が生み出される仕組みを確認しておきたい。十世紀後半に成立した所当官物制<sup>⑤</sup>のもとで、米が交換手段（一般的な等価物）として定着し、中央済物における米の比重と京庫納の比重が高まった。受領の家産機構である京庫に大量に蓄えられた京進米は、中央からの随時的で額・品目が不特定の済物（年料・召物・率分など）納入のための中央用途のプールであると同時に、受領の私的な借米として運用される場合もあつた。受領のこのような行為の背景には、中央の用途賦課における明確な統一基準が欠如しており、受領の管理する物資のごままで済物であるのが不明確な状況と、中央政府が国内収取の実態を把握するシステムが不在だという実態がある。

受領の収益が済物弁済という国務の遂行と不可分かつ構造的に生み出されるといふ状況を踏まえて、政府が受領の収益の一部を彼らの「私物」と認定し、「私物」＝「私富」を公に国家財源として効率的に回収・利用する方が受領成功だったと推察する。

二、人事制度の側面における道長等の改革の特徴は、第一章で述べた通り、天皇家や道長一家と親しい人物に対する昇進面での優遇政策の実

施という点にある。受領成功も家司に編成した受領の任官（受領補任・再任）に便宜を図る目的で採用されたと推察する。しかし、功過定の実施を通じて、受領の人事的統制と朝廷による「地方支配」を遵守しようとする多くの公卿等の反発に遭い、成功による重任・遷任は僅かしか実施されなかったであろう。

以上の通り、摂関期においては政権首脳部等と一般公卿等との対立の構図が解消されず、摂関あるいは一上としての権限と外戚としての権威に依拠して、家司受領に対する功過定の審議を事実上無効にして人事上の優遇を図ったり、私的に受領の「私富」を活用する傾向が強かったと考えるのである。

後三条天皇は、歴代の摂関が利してきた受領成功（重任功）を否定して、大規模造営の財源確保および功過定の実施に具現した国家による「地方支配」の観念的意義を、造内裏役および宮城大垣修造役の一国平均役化という形で体現したと評価したい。

白河天皇は、後三条天皇の政策を引き継ぎつつも、彼が否定した受領成功を摂関期のもものと大幅に改訂して、人事・財政面における重要な意味を持つ制度として確立した。それが法勝寺造営時に出現した新しい受領成功制（法勝寺型成功）である。同成功制の意義は、以下の三つにまとめられよう。

ひとつは、成功による造営用途を受領の「私物」ではなく、任国から拠出する行為を合法化した点である。先述の通り、新しい成功には造営中の受領身分を保証するという特色が認められた。この特徴は成功による造営の請け負いが受領の身分や職掌と不可分な関係にある実状を明示していると理解してよいであろう。実際、「承保比法勝寺金堂・阿弥陀堂造作之程、皆雖被免臨時召物」とあるように、法勝寺造営に際し、成功を行う受領の任国における臨時召物が免除され、任国からの経費調

達が実質的に合法化された。先行研究では受領の負担を軽減する措置として評価されるこの措置に関して、次の点を考慮するならば、更なる意義が看取できる。即ち、臨時召物の免除が即、受領の負担軽減に繋がるという考え方が公にされた点に注目するならば、実質的には同質化していた受領の収益（私物）と済物・官物とを区分してきた摂関期以来の政府の見解（建前）を否定し、両者が不可分に創出されるといふ財政構造の現状を政府が承認したことの現れだという理解が導かれよう。

二点目は、受領の立場や職掌の変化を促進した点である。摂関期において成功を申請した受領が果たすべき主な役割は、「私物」をもって（任国から）造営経費を捻出して、用途を調達する点にある。しかし、任国からの支出が公許され、その上破格の勲賞が与えられた院政期の受領は、以前のように造営経費をただ調達すればよいのではなく、造営に関する様々な責任と職務が課せられたのではないかと推察する。

その一つは造営の現場責任者としての任であり、もう一つは財政基盤となる所領の立荘への関与が求められたのではないかと察せられる。

まず、鳥羽院御願の勝光明院の造営例を詳細に検討した丸山仁氏の研究<sup>97)</sup>を参考にし、前者について触れておきたい。勝光明院の御堂は伊予守藤原忠隆の成功で造営されたが、人夫は鳥羽院領荘園から徴収され、微細な細工技術を要する仏具・調度品の製作は院の納物所、仏像は鳥羽の仏所が担当し、池堀人夫・花幔・広庇・舞装束などは国宛、鳥羽殿遣水料・龍頭鷯首料船は検非違使が負担した。このように、造国司のほか、願主である院関係の荘園・諸施設、諸国・検非違使など多様な機関の協業によって造営は遂行された。本造営において、院の奉行として諸国・検非違使・大工・院庁官・造国司忠隆等に対し様々な命令を下し、事業全体を統括したのは鳥羽院別当・権中納言源師時であった。一方、忠隆は造営現場において堂舎造営にあたった大工に「作料」（工匠の食料）を

与えたり、「池堀行事」として鳥羽院領から徴収した人夫を駆使して造園を指揮したりした。また、鳥羽院の命を受けて師行とともに「鐘樓事」を沙汰し、造営計画に遅延が生ずると、鳥羽院より召し出され、「今年中欲<sup>98)</sup>供養、諸事可<sup>99)</sup>念催」と命じられてもいる。

以上のような彼の動向は、総じて現場責任者のそれと見做せよう。今後さらなる事例分析を行う必要があるが、勝光明院の事例から、院政期における院関連の大規模造営は、院司受領の成功の他にも様々な経路から用途を調達し、多数の人夫を動員して、願主たる院の指揮の下に蔵人や弁官の経歴を有する公卿別当が事業全体の実務統括役を務め、造国司たる院司受領が現場責任者として造営の遂行を直接指揮する責務を負う体制が確立していたと考えられる。

次に、鳥羽院御願の金剛心院領越後国小泉庄の立荘過程を明らかにした高橋一樹・丸山両氏の研究<sup>100)</sup>を参考にして、造国司と御願寺領の立荘との関係について言及したい。

久寿元（一一五四）年八月九日に落慶供養が行われた同院の阿弥陀堂は備後守藤原家明が、釈迦堂は播磨守源頭親が請け負い、各々知行国主中納言家成と入道殿（藤原忠実）が実質的な沙汰を行った。堂舎造営と平行して、「新尺迦堂領」として小泉庄が立荘された。これは免田三十町からなる中御門家領小泉庄を核に、郡規模の領域型荘園として立荘されたものである。中御門宗忠の小泉庄は彼が仕える忠実の保護を得ていた事実があり、この立荘に忠実・宗忠が深く関与したであろうと丸山氏は推察している。また、郡規模の領域型荘園として立荘されるためには、知行国主や国司の承認と関与が不可欠である。越後国は当時、藤原隆季が守を努め、その父家成が知行国主の任にあった。如上の立荘過程を踏まえると、造国司（もしくは知行国主）は、造進する御願寺領の立荘にも深く関与していた実態が浮かび上がる。今後さらに事例を集積して検討

を進めていきたい。

右記の如く、「法勝寺型成功」によって破格の勲賞を受けるようになった受領は、現場責任者としての責務や御願寺の経営基盤（寺領）の構築など、種々の職掌を担う造営のプロフェッショナルとして位置づけられたと評価できるのではないだろうか。

三点目は受領の人事・昇進制度に変化をもたらした点である。白河院の近臣六条修理大夫顕季は、院政期を代表する受領の一人であり、「受領卅年相続不断」といわれた人物である。「法勝寺型成功」の出現によって、功過定は完全に形骸化し、旧吏の再任や治国功の加階以外の事由で昇進することが可能になった。ここに、定期的に（少なくとも八年以内に一度の割合で）大規模造営を請け負い、先任（含「先重任・先遷任」）や重任・遷任を繰り返して、数十年に亘り受領を相続し、公卿にまで昇進する階層、所謂「受領層」が出現したのである。

藤原基隆の経歴と造営との関係を纏めた「表7」から窺える通り、一時期に複数の造営を請け負う場合もあり、その勲賞を子弟に譲って受領任官や重任に利用して、受領層の再生産が図られる実態が浮かび上がる。

また、受領層の位階昇進事由にも変化がみられる。治国功による加階が厳格に適用されてた摂関期においては、六ヶ国の受領を経た藤原隆佐が七十五歳にして漸く従三位に昇った事実が知られる通り、受領が公卿に至るのは極めて稀だった。ところが、前項に記したような院政期における受領の職掌の変化によって、任国には目代を派遣して彼らは在京するようになる。そうすることによって、恒常的に朝廷や院等に近侍し、様々な行事に参加して、年爵や勲賞に預かる機会が増加し、公卿（従三位）にまで昇進する受領が増加したのである。そのような変化は、公卿に至る昇進の速度を速めただけでなく、昇進形態の変容をもたらしたと評価できよう。即ち、「機械的・官僚制的・年勞制的な昇進方式から、

〔表7〕藤原基隆

元号	西暦	月	日	受領	事項	事由	典拠
嘉保1	1094	2	22	美作守	補任	一院分	除目大間書
承德1	1097	?	?	"	この年重任カ	?	
康和2	1100	4	23	"	従四位上	造内裏（宣耀殿）賞＝国宛	公卿補任（大治5年項）
康和3	1101	7	7	播磨守	遷任	尊勝寺造営成功の「先遷任」	殿曆
康和4	1102	7	21	"	尊勝寺供養	当日「重任宣旨」	中右記・諸寺供養記・尊勝寺供養記
長治2	1105	?	?	"	この年重任カ	除目の際に重任	
天仁1	1108	7	28	伊予守	遷任	鳥羽東殿御塔造営成功の「先遷任」	公卿補任（大治5年項）
天仁2	1109	8	18	"	鳥羽東殿御塔供養	当日「重任宣旨」	殿曆
天永2	1111	?	?	"	この年重任カ	除目の際に重任	
永久3	1115	3	29	播磨守	遷任	大炊殿造営成功の「先遷任」	公卿補任（大治5年条）
永久3	1115	11	26	"	新造大炊殿移徒	当日「重任宣旨」	百鍊抄
元永1	1118	?	?	"	この年重任カ	除目の際に重任	
保安2	1121	6	26	讃岐守	遷任	熊野本宮三重塔造営の「先遷任」	公卿補任（大治5年項）
保安3	1122	?	?	"	熊野本宮三重塔供養カ	当日「重任宣旨」カ	中右記（保安元年6月22日条）
保安4	1123	1	20	伊予守	遷任	除目の際に遷任	公卿補任（大治5年項）
大治1	1126	12	27	"	新造春日殿移徒	息子忠隆とともに当日「重任宣旨」下る	百鍊抄・上皇御移徒記
大治2	1127	3	19	"	円勝寺三重塔供養		中右記
大治4	1128	12	13	播磨守	遷任	春日殿造営の遷任	中右記
大治5	1129	10	25	従三位	法金剛院供養	法金剛院造営成功の勲賞で、当日従三位に加階	中右記・百鍊抄・公卿補任（大治5年項）

年爵・勳賞を昇進事由とする中世的な人事・昇進形態への変容<sup>107</sup>が受領層にまで浸透した事実を明示しよう。

以上のように、受領成功制の変容は受領の地位や職掌など受領制自体に変化をもたらしたという点を強調しておきたい。

### おわりに

以上、受領成功制の実態とその意義について検討を加えた。本稿で述べた主要な論点は、以下のようになる。

受領成功は、功過定によって受領を統制しようとする十世紀後半における政府の基本方針に相對する性質を持つ制度だといえる。この点に、受領成功が導入された理由や背景を具体的に検討する必要性があると考える所以がある。

受領成功は、藤原兼家・道長ら政権首脳部が企図する財政支出削減政策を推進する上で、非官物・非済物の財源が必要となり、受領の「私物」を名目とする成功が積極的に運営費に充てられるようになったと推察した。受領成功の採用により、政府は受領の収益＝「私富」の一部を、受領の「私物」と認定して、それを公に国家財源として回収・利用し、加えて、天皇家や摂関家に親しい人物を受領に取り立てる目的があったと推察する。

しかし、道長ら政権首脳部の方針と、受領功過定の実施によって受領を人事的に統制し、朝廷による「地方支配」を具現化しようとする一般公卿らの見解とが対立していたため、摂関期においては受領成功が制度的な確立をみなかった。

法勝寺の造営において、新しい成功制が出現した。本稿で「法勝寺型成功」と仮称したこの成功制の特徴は、造営時の受領身分を保障する

点にあり、造営に先立ち「先重任または先遷任」を許可し、供養・移徙日に重任（遷任）宣旨を下して次なる重任（遷任）を許可するという二つの勳賞が実施された（詳細は「表4」参照）。そして、白河天皇が創始した新しい成功は、天皇家に関する造営事業にのみ採用された。そして、この成功を受領の昇進システムとして機能させることによって、受領を自発的に大規模造営に駆りたてたのである。白河天皇は勳賞を梃子として諸国の富を大量に消費する大規模造営の全てを統括し、勳賞に格差を設けることによって造営の優先順位を設け、天皇家に関する造営を最優先に位置づけたと考えられる。

かかる成功の出現によって、国宛に応じる受領が不足して興福寺の再建がままならなくなった摂関家が、堀河天皇と白河院に懇願して「法勝寺型成功」採用の許可を得た事実、同家の権力の凋落ぶりを露呈する結果を招いたと推察する。

「法勝寺型成功」によって、成功による造営用途を受領の「私物」ではなく、任国から拠出する行為が合法化された。これは、摂関期以来、実質的には同質化していた受領の収益（私物）と済物・官物とを区別してきた政府の見解（建前）を否定し、両者が不可分に創出される財政構造の現状を政府が承認した事実の表れであると認識する。

任国からの拠出が認可され、その上破格の勳賞を受けるようになった受領は、造営のプロフェッショナルとしての職掌を帯びることが求められた。院政期における新しい成功制は受領の職掌・地位自体にまで変化をもたらしたと評価できるだろう。

受領成功は、国家財源を補う用途調達制度とする評価にとどまらず、摂関・院政期における国家財政・受領制・昇進制度の変遷・展開に少なからぬ影響を与えた制度だと位置づけられよう。今後、当該期の受領制研究や知行国制との関わりなどについても検討を進めていきたい。

本文中に記した問題点や後白河院政期以降の受領成功の変遷など残された課題は多いが、それらの点については別稿を期して擲筆したい。

## 注

- ① 『中右記』大治四年七月十五日条裏書。
- ② 吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』東京大学出版会、一九五七年。その他、受領制研究史については、寺内浩『受領制の研究』「序章 受領制研究の成果と本書の課題」(塙書房、二〇〇四年)を参照。
- ③ 「成功・栄爵考」(『律令制と貴族政権 第一部 御茶の水書房、一九五八年、初出は一九三五年)。
- ④ 安田晃子「十一世紀中葉における成功制の変質」(『史学研究』一五八、一九八三年)、難波文彦「成功」の特質とその意義」(『国史談話会雑誌』二七、一九八六年)。また、造営における国宛・成功に関する研究は、小山田義夫<sup>①</sup>「造内裏役の成立」(『史潮』八四・八五、一九六四年)、同<sup>②</sup>「十一〜十二世紀における寺院の造営形態」(『日本歴史論究』二宮書店、一九六三年)などがある。
- ⑤ 上島亨<sup>①</sup>「成功制の展開 地下官人の成功を中心に」(『史林』七五四、一九九二年)、同<sup>②</sup>「平安後期国家財政の研究 造営経費の調査を中心に」(『日本史研究』三六〇、一九九二年)、同<sup>③</sup>「受領成功の展開」(上横手雅敬監修、井上満郎・杉橋隆夫編『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年)。
- ⑥ 「国宛」は、十世紀後半に創始した正蔵率分割・永宣旨料物制・年料制・料国制・臨時召物制等、各官司が経費を諸国から調達する収取制度を一括したものを指し(上島氏注<sup>①</sup>)。所引論文、九十三頁参照)、狭義の国宛(造営等の臨時的な経費を諸国に割り当てる方式)と区別する。
- ⑦ 院政期における一部諸大夫層の家格上昇や、受領補任制度の実態は、玉井力氏の一連の論考によって説明が進められている(玉井力『平安時代の貴族と天皇』第一部第二章、第三部第三・四章、岩波書店、二〇〇〇年 初出は、一九八七・八〇・八一年)。本稿では、重任・遷任によって不断に地位を相続して公卿にまで至る仕組みや、昇進方法の変化が生じた背景と、そのことが受領制に与えた影響などについて考察する。

摂関・院政期における受領成功と貴族社会

- ⑧ 大津透<sup>①</sup>「平安時代収取制度の研究」、同<sup>②</sup>「受領功過定覚書 摂関期の国家論に向けて」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年。初出は一九九〇・八九年)、佐藤泰弘「古代国家徴税制度の再編」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年。初出は一九九〇年)、中込律子<sup>③</sup>「受領請負制の再検討」(『中世成立期の歴史像』東京堂出版、一九九三年)、同<sup>④</sup>「摂関・院政期の国家財政をどうとらえるか」(『歴史評論』五二五、一九九四年)、同<sup>⑤</sup>「中世成立期の国家財政構造」(『歴史学研究』六七七、一九九五年)、寺内氏注 所引書など。
- ⑨ 十世紀後半において、受領統制が強化されたとする大津氏等の評価と財政上の統制機能を疑問視する寺内・中込氏等の見解がある。
- ⑩ 『小右記』寛弘二年十二月二十一日条。
- ⑪ 受領が「私富」を拡大しようとして苛酷な収奪<sup>①</sup>苛政を行う行為を、政府は禁じており、苛政を行った受領の再任を不利にする等、治政内容を任官に際して重視した(寺内氏注 所引書第二編第三章参照)。
- ⑫ 『御堂関白記』寛弘二年十二月二十五日条。『小右記』長和二年正月二十三日条。なお、寺内氏注 所引書「第三編第三章 受領考課制度の解体」を参照。
- ⑬ 地下官人が比較的小規模な殿舎の修繕や公事遂行のための費用として、行事所に私財を進納した見返りに任官や叙爵することを地下官人の成功といい、受領成功と区別される(上島氏注<sup>①</sup>)。所引論文参照)。以下、本稿では特に断らない限り、単に成功と表記する場合も、受領成功を指し示すこととする。
- ⑭ 『小右記』永祚元年二月一日条。なお、同時に源乗方は式部省を造進した功により、越前守に任ぜられたが、この成功は父大納言重信の懇望により成立した。
- ⑮ 『公卿補任』第一篇正暦元年「藤在国」項。『尊卑分脉』第二篇「内膳孫」有国。『江談抄』第一、摂関家事「大入道殿令讓申中関白給事」などを参照。また、妻橋仲遠女は一条天皇の乳母を務めた(『御産部類記』)。
- ⑯ 『日本三代実録』貞観元年二月十一日条。
- ⑰ 『賀茂注進雑記』「行幸官幣御幸 付祈願靈験寺」。
- ⑱ 「神社修造と社司の成立」(山本信吉・東四柳史明編『社寺造営の政治

- 史』思文閣出版、二〇〇〇年。
- ①『日本紀略』大同四年四月辛卯(十六日)条。
- ②長保元年七月二十七日太政官符(『新抄格勅符第十卷抄』)「神事以下雑事」、『政治要略』巻第五十四「修理神社事」。
- ③正暦五年五月二十三日官宣旨(『類聚符宣抄』巻第一「神社修造」)は、賀茂別雷社の社司が申請した五力所の雑舎修造を社司自身の負担で行うように命じている。
- ④拙稿①「平安中・後期における勸賞の一考察 神社行幸を素材として」(『古代文化』五四 八、二〇〇二年)。
- ⑤『小右記』寛仁元年十一月二十五・九日条。
- ⑥『小右記』寛仁元年十月五日条。
- ⑦『小右記』治安元年十月十四日条。「根津美術館所蔵文書」治安三年十一月一日 太政官符案(『平安遺文』四九四号文書)。
- ⑧寛仁二年十月二十五日太政官等(『類聚符宣抄』巻第一「被奉公郡於神社」)。
- ⑨『小右記』御堂関白記 寛弘二年十二月二十一日条。
- ⑩『御堂関白記』寛弘二年十二月二十一日条。
- ⑪『小右記』寛弘二年十二月二十一日条。
- ⑫脱文のため公卿名が欠損しているが、前後関係から、この他に藤原信・実資・道綱・顕光が行成の意見に賛成したと推察される。
- ⑬上島氏注 ④所引論文四十一頁。
- ⑭『尊卑分脈』第二篇「魚名公孫」。
- ⑮拙稿②「中世成立期における叙位制度の展開 年爵制度と貴族社会」(『古文書研究』五三、二〇〇一年)。
- ⑯但し、道長家司は受領功過定の審議において、「不快事」や「極不便」な件があっても、道長に遠慮する諸卿が「合眼無所云」く、「満座属目、雖似有定、還如無定」(『小右記』寛仁元年九月一日条)き状態であり、結果として「無過」の判定を得て、短期間のうちに大國へ再任される場合が多かった(撰関期の功過定の実態については、福井俊彦「受領功過定の実態」、『史観』八八、一九七四年、寺内氏注 所引書「第三編受領考課制度の研究」、増淵徹「藤原道長執政期の受領功過定」を参考に、「笹山晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年を参照)。このような状況は、受領功過定の形骸化に繋がった。しかし、「無過」であっても、権力者道長の家司に対しても功過定が実施されている事実は、院政期との比較において留意したい。
- ⑰遠藤基郎「十一・十二世紀における国家行事運営構造の一断面 五節舞姫献上をめぐる家の国家行事関与の分析」(『歴史』七四、一九九〇年)。
- ⑱『続古事談』第一 三三。
- ⑲後三条親政期の造営に関しては、小山田氏注 ①論文、詫間直樹「延久度造宮事業と後三条親政」(『書陵部紀要』四〇、一九八八年)、一國平均役については、上島享「一國平均役の確立過程 中世国家論の一視角」(『史林』七三一、一九九〇年)を参照。
- ⑳小山田氏注 ②所引論文。上島氏注 ③④所引論文。
- ㉑『中右記』永久二年十一月二十九日条の「法皇仰備前守正盛、令作二堂舎」、『兵範記』仁安二年正月二十日条の「去年奉二院宣、募讚岐・周防兩國功」、百鍊抄』平治元年八月十六日条の「鳥羽院仰長門守師行造立之」など。
- ㉒寺内氏注 所引書二二六・七頁注(36)参照。
- ㉓上島氏注 ⑤所引論文。
- ㉔『中右記』永久二年十一月二十九日条。
- ㉕上島氏注 ⑥所引論文。
- ㉖『中右記』永久元年四月三十日条、『殿曆』永久元年十月一日条。以下、本稿の全体に亘って、受領補任状況は宮崎康充編『国司補任』第四・五(続群書類従完成会、一九九〇・九一年)を活用させていただいた。
- ㉗『中右記』天永三年正月二十七日条。
- ㉘『殿曆』天仁二年八月十八日条。
- ㉙『中右記』殿曆』天仁元年七月二十八日条、『公卿補任』第一篇大治五年「藤基隆」項。
- ㉚『上皇御移徙記』大治三年六月二十七・二十九日条(『仙洞御移徙部類記』所収)。



- ④9 『中右記』大治二年正月二十日条。
- ⑤0 仁安二年正月十九日条。
- ⑤1 仁安二年正月二十日条。
- ⑤2 『兵範記』仁安二年七月三日条。
- ⑤3 なお、 について以下の点を補足しておきたい。移徙の翌日、同御所で実施された東宮朝覲行啓で、俊盛は他の院司等と共に「春宮朝覲行啓賞」に預かり正三位に昇った(『兵範記』仁安二年正月二十日条)。これは造営を担当した知行国主としての功績が認められて受賞した可能性が高い。また、月末に行われた法住寺殿朝覲行幸では、兄讃岐守季能が「院司」賞に預かり、正五位下に叙されている(『兵範記』仁安二年正月二十八日条)。実は、「件人(季盛)少年」だったため、父俊盛が造営の実質的な責任者となり、「於材木者周防国出」し、「於自余事者、偏讃岐国之力」(『仙洞御移徙部類記』所収『中山内府記(山槐記)』仁安二年正月十九日条)であったという。つまり、材木以外の用途は兄季能の讃岐国から調達されていたのである。以上の通り、成功に対する賞が移徙当日、造国司に与えられたほか、知行国主や造営を助けた家族の受領にも、極めて短期間の内に関連する儀式で勲賞(院司賞)が行われている。
- ⑤4 『上皇御移徙記』(『仙洞御移徙部類記』所収)・『中右記』・『長秋記』長承三年十二月十九日条。
- ⑤5 後任藤原俊盛が丹後守に就任したのが保延二年五月だという点から推察できる。
- ⑤6 供養・移徙日に重任宣言が下されず、当日は加階の勲賞のみが実施された事例として、久安五年三月二十日に供養された延勝寺金堂の造国司播磨守平忠盛が、久安元年四月四日に亡くなった藤原顕保の死欠の替えとして同守に補任され、任終年に開催された供養日には重任宣言が下されず、同年四月三日の官符請印の時に直接重任した。なお、供養当日には、「可<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>追申請之由<sub>一</sub>」が仰せ下され、加階の権利が与えられている(『本朝世紀』久安五年三月二十日、四月三日条)。長承二年十二月二十六日に移徙があつた小六条殿を造営した讃岐守藤原経隆は、大治五年に同国に就任して以来、丸三年が経過していた。それ故、供養日に重任宣言が下りず、従四位上に昇った(『上皇御移徙記』同日条。また、保

延四年まで同国守に在任しているから、その後の除目で重任したと察せられる)例などがある。

- ⑤7 小山田氏注 ⑥所引論文。上島氏注 ⑥所引論文。
- ⑤8 『中右記』・『長秋記』保延元年三月二十七日条。
- ⑤9 『上皇御移徙記』(『仙洞御移徙部類記』所収)保延元年三月二十七日条。
- ⑥0 『中右記』保延元年四月九日条。
- ⑥1 『中右記』康和四年七月二十一日条。
- ⑥2 『中右記目録』康和二年四月三十日条。
- ⑥3 先任とは、功を成す以前に任官・叙位する事象を指す史料上の用語である。なお、上島氏は「先任は十二世紀中葉以降、地下官人の成功で多数確認できる」、「地下官人の成功の場合、先任は成功の多用により功を行つても容易には任官ができないという状況の下、成功を行う者への優遇措置として実施されたが、受領成功でも同じことがいえる」(同氏注⑥所引論文四一〇頁)と述べ、地下官人の成功における先任と受領のそれとの共通性を指摘されるが、本稿では後述する通り、受領を先任あるいは「先重任・先遷任」させるのは、造営を行う者の造営中の受領身分を保証する意味があり、それは成功が受領の「私物」ではなく、任国からの経費調達を合法化する目的があつたと評価する。従つて、受領成功の先任は地下官人のそれとは意義が異なるものと考えられる。
- ⑥4 正盛と敦兼の任日は不明だが、正盛の若狭守初見は康和三年九月二十三日であり、同元年四月十二日には敦兼が同守に在任している事実が確認できる。そして、敦兼の越後初見は康和四年正月二十七日、前司藤原季綱の終見は同元年正月二十一日である。それ故、正盛は敦兼の後任の可能性が高く、両者の現任国受領への任日は同日(康和元年四月以降、同三年九月以前)だと考えられる。任日が同日の二人の間で、宣言が下る時期に相違がみられるのは何故だろうか。
- 敦兼は、翌康和五年の十二月三十日に重任宣言が下がり、僅か一月後の梶召除目で「御乳母子」により加賀守に遷任された。敦兼の母藤原兼子は讃岐典侍と号する堀河天皇乳母であった。また同時に、「夜の闇白」顕季の息顕輔(白河院判官代・敦兼舅)も「院分。御乳母子」により越

後守に補任された(『為房卿記』同日条)。二人の叙任は白河院の強い意向が反映されていたのである。敦兼の経歴から判断すると、供養当日から遷任が検討されていたが、何らかの事情で果たせず、秩満を迎える康和五年末に一旦重任が許可されたものの、結局遷任になったと推察できないだろうか。そもそも、任終が近く供養当日に重任や遷任宣言が下されない場合に、加階勸賞以外の件で「追可随申請」と標記される事例は他になく、敦兼が当日宣下されなかった事情は任終だったためではなく、上記のような特別な事情が存在したためと考えられる。従って、この事例は叙上推察の反証事例にはならないと考える。

⑥5 『光房朝臣記(尚曆記)』(『諸院宮御移徙部類記』所収)久安二年三月十九日条。なお、『本朝世紀』同日条によると、「濟物免除之宣旨」も下されている。

⑥6 『朝隆卿記(冷中記)』(『諸院宮御移徙部類記』所収)久安二年三月十九日条。

⑥7 濱島正士「古代における建築工事の行程と儀式」(『国立歴史民俗博物館研究報告』七七、一九九九年)参照。

⑥8 『本朝世紀』・『台記』同日条。なお、巡任については、玉井力氏注所引書「第三部第四章 受領巡任について」を参照。

⑥9 高橋昌明『増補改訂 清盛以前 伊勢平氏の興隆』(文理閣、二〇〇四年。初出は一九八四年)一九四―二〇〇頁、元木泰雄『院政期政治史研究』「付論一 院政期における大國受領 播磨守と伊予守」(思文閣出版、一九九六年)。

⑦0 師行は二期目の任終後、「要國」に遷任する予定であったが、大蔵卿に補任され受領を去った(『本朝世紀』久安五年十月十九日条)。

⑦1 『水左記』承保二年七月十一日条。  
⑦2 為家の同守初見は承保三年九月三日、前年には別人の国守が確認されている。

⑦3 上島氏注 © 所引論文。

⑦4 大納言三條実季の息子。のちに清華家と呼ばれる三條家から輩出された初の受領となった。院政期に入り、受領の収入取得を目指す上流貴族の子弟(庶子)が公卿に昇進するまでの一時期、受領を経歴する事例が

散見するようになる(上島享「国史制度の変遷と知行国製の形成」大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質』思文閣出版、一九九七年参照)が、仲実はその早期事例の一つ。

⑦5 『造興福寺記』。

⑦6 『春記』永承三年三月二・三日条。

⑦7 『水左記』承暦元年十月二日条。

⑦8 『百鍊抄』承暦二年正月二十七日条。

⑦9 『本朝世紀』康和五年七月二十五日条。

⑧0 『本朝世紀』康和五年七月二十八日条。

⑧1 『後二条師通記』永長元年十月十一―十五日条、『中右記』同十五日条。

⑧2 『後二条師通記』永長元年十二月二十九日条裏書。

⑧3 『中右記』康和四年十一月八日条。

⑧4 『中右記』長治元年八月十八日条。

⑧5 国犯が遅延する現象は摂関家関連の造営のみならず、全般的にみられるようになる(『中右記』嘉保二年七月五日条など)。

⑧6 三浦圭一『敦賀市史』通史編上巻第三章(一九八五年)、井上寛司「中世諸国一宮制と地方支配権力」(『日本史研究』三〇八、一九八八年)、同「中世諸国一宮制研究の現状と課題」(中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』岩田書院、二〇〇〇年)など。

⑧7 名子学「越前国気比社の造営に関する重要史料の検討 貞和二年(一三四六)九月五日付『小槻匡遠注進状』からみた中世前期越前国気比社造営史」(『文化史学』五八、二〇〇二年)。

⑧8 井上寛司「大社町史」上巻(一九九二年)、同「文献史料から見た宝治二年の杵築大社造営」(『出雲大社境内遺跡』大社町教育委員会、二〇〇四年)。

⑧9 「千家文書」久安元年十月四日官宣旨案(『平安遺文』二五六二号文書)、「北島家文書」(宝治二年十二月)杵築大社造営遷宮旧記注進(『鎌倉遺文』七〇七一号文書)。

⑨0 「千家文書」康治二年三月十九日官宣旨案(『平安遺文』二五一〇号文書)。

- 91 寺内氏注 所引書「第二編第一章 受領の私富と国家財政」。
- 92 中込氏注 ①②所引論文。
- 93 佐藤氏注 所引論文。
- 94 中込氏は、当該期功過定の審議対象事項が律令的財政構造に拘束されており、現実の済物納入形態に十分に対応できていない点や、功過定以前の段階で受領と納入先の諸司諸家・行事所との間で納入慣例（済例）によって事実上の監査が終了し、中央政府の数値的把握による監査が不可能であった点などを指摘して、定の財政チェック機能はほとんど期待できないと結論された。それにも拘わらず、功過定が実施された理由を二つ指摘している。ひとつは人事面での拘束によって受領を統制する機能が期待されたためであり、もうひとつは、国家による「地方支配」の象徴という意味が込められていたためだという。即ち、功過定で最も熱心に審議された条項が中央済物ではなく、正倉とともに十世紀後半には事実上崩壊している筈の不動穀など留国官物であったという事実から、実態把握を放棄しながら、帳簿上の公物の数値を維持する行為を通して、政府が国の統一的な財政を把握しているという幻想を抱くために定を實施していたとする見解を述べられている（同氏注 ③所引論文）。本稿はこのような幻想を抱き、定の継続に固執していたのは、政権首脳と対立する諸卿であったと考えている。なお、本文中の「地方支配」の觀念的意義とは、右記の内容を示す。
- 95 『中右記』嘉保二年五月二十一日条。
- 96 上島氏注 ④所引論文。
- 97 丸山仁①「院政期における御願寺造営事業 鳥羽院御願寺勝光明院を中心に」、『年報中世史研究』二六、二〇〇一年。
- 98 『長秋記』長承三年六月三日条。
- 99 『長秋記』保延元年六月十八日、七月九・十三日条。
- 100 高橋一樹『中世荘園制と鎌倉幕府』第一・二章（塙書房、二〇〇四年）。丸山仁②「越後国における王家領荘園の形成 金剛心院領小泉荘と金剛勝院領加地荘」、『新瀉史学』四五、二〇〇〇年。
- 101 『兵範記』仁平三年四月二十日、十月十八日条。
- 102 『南部文書』長寛三年正月日越後国司庁宣案（『平安遺文』三三二八号

撰関・院政期における受領成功と貴族社会

文書）。

103 川端新『荘園制成立史の研究』第一章・第四章（思文閣出版、二〇〇〇年。初出は、一九九六年）を参照。

104 『中右記』長治元年正月二十九日条。

105 丹波守高階為章は亡くなる直前に、「男時章受領功」として仁和寺転輪院を完成させ、息子は同年八月十八日の臨時除目で能登守に補任された（『中右記』長治元年正月二十七日、八月十八日条）。また、承徳二年十月二十日に塔供養が行われた祇園塔は近江守藤原隆宗が「息男募」受領功により建立し、翌年九月十八日の小除目で息子良兼が「祇園御塔功」により和泉守に補された（『中右記』承徳二年十月二十日条、『本朝世紀』康和元年九月十七日条）。このように、父受領の成功で子弟の受領補任や重任が実施された例が散見する。

106 『北山抄』卷第十「吏途指南、加階事」。

107 拙稿注②・③所引論文。

（本学COE推進機構ポスドク研究員）

〔付記〕

本稿の執筆にあたり、御教示を賜りました杉橋隆夫先生に厚く御礼申し上げます。